

第三部

中大法曹かくありき

中大法曹かくありき

中央大学は、一八八五（明治一八）年、神田錦町に英吉利法律学校として創立されました。

創立者である若き法律家一八名の方々は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の経験と叡智を主体的に学習し、実践を通じての真理を体得することが真実の法学であると考え、英吉利に倣い、実践の教育体制を確立されたときいております。

創立者一八名の方々の御芳名を左記に記し、御遺徳を偲びたいと思います。

菊地武夫・岡村輝彦・穂積陳重・高橋健三・西川鉄次郎・藤田隆三郎

高橋一勝・増島六一郎・元田肇・合川正道・岡山兼吉・山田喜之助

渡辺安積・上方寧・磯部醇・江木衷・奥田義人・浜谷慥爾（敬称略）（順不同）

英吉利法律学校は、早くも明治二年の代言人試験志願者一一三二名、合格者四一名のうち一二名の合格者を出し、嚇々たる成果を上げたのであります。（後記資料参照）

ここに、中大法曹会創立五〇周年にあたり、幾人かの先輩法曹の方々を揚げて、中大法曹の歩みを確かめたいと存じます。

もとより、ここに取り上げた先輩法曹を以て中大法曹の全てがあらわされているというわけではありません。今後引き続き中大法曹会の中で先人の歩みを裁判官編・検察官編・学者編・政治家編など種々書き留める作業を続けて参りたいと存じます。

（編集部）

本年代言試験及第者全國中四十一名ノ内本校友及生徒ニシテ及第セシモノ十二人其姓名左ノ如シ

山口縣平民	山形縣平民	靜岡縣平民	岐阜縣平民	新瀉縣平民	新瀉縣平民	靜岡縣平民	島根縣平民	島根縣平民	東京府平民	德島縣平民	千葉縣平民
原田景介	武井慶彌	竹田孝太郎	大橋孝太郎	井伊小太郎	瀬下清通	榑原周次郎	竹下佐吉郎	米原光太郎	上松操	野村照次郎	神直三郎

神田錦町

明治二十一年六月
私立英吉利法律學校

●英吉利法律学校の卒業生には、代言人となる者が多くみられた。明治21年の代言人試験の志願者総数は1132名、法学協会雑誌は、41名の合格者中に12名を出した英吉利法律学校出身者の合格率の高さを、特記している。

朝川伸夫先生を偲ぶ

大橋 満範

朝川伸夫先生は学者でありかつ弁護士として活躍されました。私は、弁護士の最後の弟子でした。後に紹介するとおり、学者としての専門は商法特に保険法でした。

一 先生は、明治三十四年十二月十三日東京市牛込区（現・東京都新宿区）で軍人の家庭に生まれました。大正三年四月に府立第一中学（現・都立日比谷高校）に入学して、二年後に陸軍幼年学校に入学し、陸軍士官学校に進み、父親と同じ軍人の道を歩み始めました。ところが、肺結核を患い、大正九年軍人志願を断念せざるを得なくなりました。父親は旭川砲兵連隊長などを歴任され、最後に北白川宮能久親王の侍従武官長を勤められた。長兄貫之は、陸軍士官学校教官などを勤められて、陸軍中将に昇任した。先生は旭川時代、日本スキー黎明の頃、かのレルヒ大佐に親しくスキーを学んだことが自慢話の一つであった。ところで、先生の肺結核罹患は、軍人への道の挫折となり、法律家への道に進ませることになった。

二 まず、中央大学予科に入学し、昭和二年法学部独法科を卒業した。同年十二月司法試験に合格した。先生は秀才の誉高かったので、新しく志望した法律家への道も順風満帆であった。その後先生は学者へ

の道に入るべく中央大学大学院特選給費生となり、商法特に保険法の研究を始めた。この昭和三年、先生は血氣盛んな青年であつたので、戒能通孝、川島武宜、山内総一郎らとマルキシズム法学の研究會を持つことになり、このために司法官憲により逮捕され、未決拘禁の処遇を受けることになった。このために母親に心労をかけたことを生涯親不幸と後悔しておられた。また、これを機縁に母校の助手制度が終戦に至るまで廃止され、母校に迷惑をかけたことも心の重荷であつた。

三 大学院修了後、六年四月中央大学講師に就任した。その後八年に生命保険協會囑託となり、保険専攻高等学校講師に就任した。第二次大戰が始まってから、十七年四月に三浦義道先生の紹介により東京商科大学（現・一橋大学）附属専門部講師に就任し、二十四年三月まで教鞭をとつた。戦争の敗色濃くなつた二十年四月に中央大学法学部講師に返り咲いた。そして、二十三年四月戦争のため荒廢した母校中央大学法学部教授に就任した。これは、先生にとって大学院修了以来の念願であつた。

終戦近く戦災を免れるため、妻より子の親戚を頼つて甲府に疎開したところ、二十年七月の甲府大空襲により、終生の研究課題であつた「再保険の研究」論文を焼失した。一時は茫然自失して学問への情熱を失いかけんばかりであつたとよく語られていた。その後、三十七年三月「保険法における危険団体の理論」により母校より旧制法学博士の学位を授与された。

四 司法試験合格から七年後、九年八月に東京弁護士會に弁護士登録をした。丸の内帝国劇場のすぐ裏

にある三菱赤煉瓦の建物、仲三号館に法律事務所を開設された。

先生は私が勤務した頃、生命保険の民事事件が多かった。自殺免責の事件を受任された先生は、プリマ・ファシエ・ベバイス（一応の推定）理論を、ローゼンベルヒの「証明責任論」を原書で読まれて準備書面に引用するなど、理論と実務の接合に苦心された。判決の結果については学会で報告され、自己の保険法理論の構築に役立てられた。

五 先生はドイツ語の読み書きは勿論のこと、会話にも堪能であった。若かりし頃は、学術講演のドイツ語通訳で名が通っていたようである。先生は昭和三十六年九月に西ドイツ・ハンブルグ大学で中央大学在外研究員として、保険法研究に留学の機会が与えられるまで外国留学の体験はなかった。しかるに、先生のドイツ語の会話は陸軍学校時代の学習と鍛練により学会で評価された。

朝川邸で私の学生時代、桑田三郎・木川統一郎先生らの若き先生方が集い、酒宴の席で喧喧諤諤と法律論を交わし、熱が入るとドイツ語で議論する風景があった。

六 最後に特筆したいことは、キャンパスの多摩移転について、法学部は駿河台もしくは春日町に残すことが最重要であることを主張されたが、当時少数意見として受け入れられなかったことである。先生は、多摩移転により司法試験の合格者が激減することを憂慮しておられた。法学部存亡への警鐘を放つという先生の明敏な先見力があった。昨今先生の予言は的中している。

磯部常治先生追想

中大法曹会常任幹事・
玉成会支部会員

鈴木 康洋

一 はじめに

「中大法曹」五〇周年記念特集号の編集部から、中大法曹の発展に貢献した先輩の業績を掲載することになったので、そのお一人として磯部常治先生のプロフィールについて一文をとの依頼を受けた。そのとき極力個人的側面をさけてとの条件がついていたが、なにぶんにも私が直接師事した恩師として思いも深く、先生の後輩の育成にかけた情熱など、先生のお人柄に触れる場面になるとどうしても私の個人的経験からのがたがでてこざるをえないと思われるので予めお許しを願っておきたい。また当然のことではあるが、この一文は私が知り得たことに限っても先生の多方面の御活躍のほんの一部でしかなく、まして先生と直接交遊関係をもたれた多くの先輩諸先生の先生に対する想いなどについては到底私の及ぶところではないので、その点は別の機会に補筆・補完をお願いすることでご理解を賜りたい。

二 先生の経歴など

― 艱難辛苦の歩み ―

先生は明治二七年十一月一四日愛知県宝飯郡西浦村に生を受けた。孝心のきわめて厚い先生は親に恥

をかかせてはいけないとの配慮から幼少の頃のことについて多くを語らなかったが、先生ご自身の筆になる大学保存の経歴書にも、氏名、生年月日、現住所は当然のこととして、職業欄に弁護士、そして学歴欄には大正一四年三月二五日中央大学法科専門部卒業、とあるのみで他の記載はない。

先生が本学法科専門部を卒業された大正一四年といえ、先生はこのとき三一歳ということになる。したがって、先生が出生地の小学校を終えたときの先生の生活環境は普通のコースをたどっての進学など到底なしえぬ逆境のさなかにあったことは推して知るべしであろう。しかし、先生は向学の念やみがたく、一〇数年の苦学力行の末ようやく二七、八歳にして本学法科専門部にたどりつき、普通の人より遅れること数年余を経て本学法科専門部を卒業された。そして、先生はその翌年の大正一五年一二月に弁護士試験に合格された。先生はこのときまさに栄光の三二歳であった。

後日先生が私に語ったところによれば、机にしがみついて勉強しているとき、ともすればくじけそうになる自分を叱咤激励するため、机に親の「恩」という字をきざみこみ、それを手でなでながら勉強に励んだ、そして、弁護士試験に合格したとの電報を郷里に打ったとき、これを受け取った父君が感激の余り、電報を握りしめ、うちの常治が弁護士試験に合格したと言って村中を走りまわったということであった。

先生の偉大さは、この感激を自分ひとりのこととせず、母校中央大学への報恩感謝の気持とこの感激を後輩のために、との念やみがたく、これが今日の学研連（中央大学学術研究団体連合会）傘下研究室のはしりともなる、中央大学玉成会創立（昭和二年）へとその情熱が開花したことである。先生は以後

生涯を、一貫して後輩育成のために尽力されることとなるが、このことは後に項を改めてふれることとし、ここではこの程度にさせていただきます。

先生は弁護士試験合格後、直ちに第二東京弁護士会に入会され、爾来五〇年の永きにわたり一貫して人権擁護と社会正義の顕現に挺身されたが、その間、

昭和二六年四月 第二東京弁護士会人権擁護委員長

昭和二九年四月 第二東京弁護士会常議員会議長

昭和三〇年四月 第二東京弁護士会副会長

昭和三一年四月 日本弁護士連合会常務理事

等の要職に就任されたほか、昭和二五年三月から昭和三四年七月まで法務省人権擁護委員として活躍された。

先生は母校中央大学の関係においても、昭和二四年七月選任評議員に就任され、以後昭和二六年四月、同二八年五月、同三二年五月、同三六年五月、同四〇年五月、同四四年五月、同四八年五月にそれぞれ再任され、前後八期二七年の永きにわたり、大学行政のために貢献された。

一方先生は学員会関係においても昭和二六年五月学員会幹事に、ついで常任幹事に、さらに昭和四八年五月学員会参与に就任し、又、昭和三六年五月学員会玉成会支部長に就任されるなど、終始一貫して報恩感謝の念一筋に法曹会並びに中央大学のために献身努力された。

三 玉成会研究室の創立と学研連創立

―報恩感謝一筋の歩み―

先生の功績を語るとき忘れてならないことに、後輩育成のための研究室の創立と学研連の創立がある。先生は大正一五年一二月弁護士試験に合格されたが、玉成会の創立について、玉成会会報「玉成」(第二号・昭和二九年。なお、玉成会創立七十周年記念誌一七三頁)に「玉成会誕生の思い出」として手記を寄せておられるので以下に引用させていただく。

「大正十五年の十二月弁護士試験合格証書の授与を受けて内閣よりの帰途、金子文六、百瀬武利両君と共に喜びを語り合ったが、その時位嬉しかったことはいまだかつてない。それは僕は父親に高等小学校だけは出してもらったが、その後の勉強はすべて自力で頑張り、文字通り臥薪嘗胆のものであったからである。

当時僕は法政大学内の知新会という高文受験のための研究会の幹事を勤めており、右の両君はその会員であって、共に及第したのである。そこで右内閣よりの帰途、私は両君に対し次のようなことを提唱した。「僕の今日の一生の喜びは全く知新会の同志との共同研究の賜であると共に、母校中央大学卒業のお蔭だ。この二つなくしてはこの喜びと栄冠を勝ち得ることは到底あり得なかった。この恩は決して忘れてはならない。時に我が母校にも定めし僕等と同じような志望を抱いて煩悶している学生も多くあることと思う。これらの学生を集めて一人でも多くその素志を貫徹せしめるよう指導援助することは、

決して無駄なことではあるまい。以てわが母校への報恩の一部とすることができよう。

この提案に対し両君は即座に共鳴してくれ、幸い金子君は在学中であつたので、直ちに天野徳也先生に相談して、先生を会長に推戴申しあげたところ、御快諾を得た。そして会名を「玉成会」と命名していただき、大学内の一部使用の許可をも得て下さった。そこで早速数名の会員を募集して毎日曜日に研究指導することとし、翌昭和二年四月細々ながら発会式を挙げて第一歩を踏出したのである。（中略）

以上が僕の玉成会誕生の忘れ得ぬ記録である。要は唯「報恩」の二字より発したものである。當時を追想すると感慨無量である。」

こうして高等試験受験を目指す研究会としての玉成会が昭和二年四月に発足し、以後昭和七年に中桜会が、昭和九年に眞法会が、昭和一〇年に正法会が、昭和一一年に瑞法会が、昭和一七年に済美会（発足当初「冠絃会」と称した）が創立され、それぞれ大学の施設内に固有の「研究室」を確保し、独自に研究活動を行い、多数の高等試験司法科（現在の司法試験の前身）合格者を輩出するに至った。

そして、とき移り昭和二四年五月に、玉成会・中桜会・眞法会・正法会・瑞法会の五つの研究団体を構成員として学研連が発足し、昭和五一年三月に済美会が新たに構成員として参画し、以後学研連は六会を構成員として今日に至っているが、この学研連創立に当り他会の方々の理解と協力を得てのことであることは当然のことであるにしても、先生の母校中央大学に対する「報恩」の念一筋の気持がひとつの原動力となつて学研連が創立に至ったことは否定すべくもないであらう。そして、先生は学研連初代

の委員長に就任することとなるが、本学は、学研連結成から二年後の昭和二六年に司法試験合格者首位の座を確保し、以後昭和四五年迄首位の座を他に譲らなかった。

今日、学研連傘下の各研究室は往年の勢力を欠き、低迷が続いているが、先達となって走り抜いた先生の気持に思いをいたすとき内心忸怩たるものがあるが、それは今後の起死回生にまつとしても、学研連に賭けた先生の献身努力とその功績は、我々後輩の範として永遠に消え去るものでないことを確信している。

四 後輩育成に捧げた生涯の歩み

—人間磯部常治ここにあり—

先生の弁護士としての生活は決して平坦なものではなかったし、経済的にも義理にも裕福とは言えないものであった。それにもかかわらず先生は、試験に落ちて明日をも知れぬ後輩のために身銭を切って面倒をみることに決して躊躇しなかった。先生によって救われ、後年名をなした法曹は私が知っているだけでも十指をくだらない。このような先生の生き方は、過去の余りにも切なかった自らの悪戦苦闘の経験が、しらずしらずのうちに先生を動かしているように見受けられた。

我々後輩、わけでも玉成会の室員は、非礼をもちえりみず先生を「磯部のぢいさん」というのが常であった。私の期（一五期）を前後して、司法試験に合格すると磯部のぢいさんが銀座の「うるわし」に連れていってくれる、というのが最大の励み!?であり、楽しみでもあった。この「うるわし」研修!?を

はげみに頑張って司法試験に合格した何人かの法曹がいるのも事実である。まさに親の心子知らずの類であり、今にして思えば恥じ入るばかりであるが、わが「磯部のぢいさん」はそのような人であった。先生は昭和五年二月一日、報恩感謝一筋に後輩育成のために生涯を捧げた波乱の人生を閉じた。享年八一歳であった。

合
掌

稲葉修先生の思い出

布施 誠司

一 平成四年八月一五日午前〇時三一分、真法会の創立者である稲葉修先生が東京築地の聖路加病院において逝去されました。享年八二才でした。病院には訃報を知った方々が多数弔問に訪れ、御家族と共に中曽根康弘先生が応対をされました。先生の御遺体は当日午後三時に病院を出られ、生前の先生の御活躍の地、両国の国技館、国会、法務省、文部省等を廻り、午後九時に新潟県村上市の生家に着かれました。

二 生家では先生の支持者、近隣の人々等数百名が数年振りという暑さの中を出迎えました。長男大和君（現衆議院議員）は「ただ今、父がこんな姿で帰りました。入院してからは村上に帰りたい帰りたいと云っていましたが、今はさぞ安心していることと思います。父は終戦記念日に日付が変わるのを待つようにして一五日午前〇時三一分にやすらかに亡くなりました。世界平和を願って代議士になって志し半ばで亡くなった父を象徴する思いがします。皆様の生前の御支持、御厚情に深く感謝いたします」と挨拶をしました。本当にやすらかな眠っているようなお顔に接し、声を出して泣いている人も多数見受けられました。八月十七日に通夜、十九日に密葬が行われ、二十九日には中曽根康弘先生を葬儀委員長

に村上市の体育館で本葬が行われ、三〇〇〇名を越す会葬者がありました。政界からは中曽根先生はじめ宇野宗佑元総理・松永光氏（当時衆議院議員）・本部佳昭氏（当時衆議院議員故人）ら、実業界からは四元義隆氏ら、スポーツ・芸能界から出羽海理事長・竹下景子・山下泰裕・旭道山等多数が出席しました。本会からは岩下肇（元検事、現弁護士）・多田武（弁護士）・本間崇（弁護士）・坂本恭一（弁護士）・三宅邦彦（現中央大学常任理事）・兼平雄二（弁護士）・須藤正彦（弁護士）の各氏等多数が参列しました。本葬では中央大学総長高木友之助先生が弔辞を読まれ、大学に対する功績のほか、真法会にも触れられ坂本泰良・向江璋悦先生らと真法会を創立され、国会議員一〇数名、法曹界、実業界に多数の人材を輩出した功績を述べられました。

三 昭和三七年に先生は中央大学教授を退職されて、稲葉法律事務所を開設され、スタッフに当会の岩田満夫先生（故人）多田武先生が入られ、遅れて私も三八年に修習が終了すると同時に入所することになりました。法律事務所は開設しましたが、先生はもとより弁護士の経験がないうえ、政治家としての御仕事が忙しく、法律事務はほとんど岩田先生・多田先生にお任せで、事務所にはめったに来られることはありませんでした。先生が弁護士らしい働きをされたのは、昭和四〇年の塚田新潟県知事のいわゆる二〇万円中元事件のときであります。このときは、花井忠先生・向江先生が弁護団となり、多田先生と私とが下働きとして御手伝いをしました。先生も上申書を作ったり、検察庁に陳情したりし、この事件は全員不起訴になり大成功をおさめました。法律事務所の事件は、選挙区の事件はほとんどが実費程

度の報酬で処理する、先生の関係で依頼される事件は政治家の事件や他の弁護士が処理したのちの事件などで、むづかしい事件が多く、その割には報酬が少なく、経済的には決して楽ではありませんでした。岩田先生がその方面の苦勞をされていたのが実情でありました。しかし、私はお蔭様で高名な政治家の事件や、著名事件を多数手がけることが出来、私としては弁護士冥利につき大変幸せなことでした。

四 先生は、真法会のことも常々気にかけておられ、お会いする度に会の様子を聞かれたものであります。向江先生を心底信頼され、真法会のことは向江にまかせておけば大丈夫であると常日頃おっしゃっております。向江先生もよく議員会館に足をはこんで人事のことをはじめ、いろいろと相談されていました。先生は、選挙とか特別なことがない限り一月三日の式典には必ず出席して話をされていました。それだけ真法会を深く愛されていたものと思います。

五 先生は戦後、世界平和を目指して、衆議院議員に立候補されたと聞いています。昭和二十四年に初当選するまでは二回落選されています。何せ、地盤の村上市と岩船郡は有権者の四分の一しかないところですので、いつも苦戦の連続でした。確か、トップ当選は二回のみ、一度は二四票差で落選しています。いつも、開票日にはひやひやして見守っていたものです。この当時は、立会演説会がありました。先生の演説はいつも大学の講義調で、地元の利益のことなど全く触れず、教育とか、国際情勢とかの話しがほとんどで、聴衆受けせず、いつも心配したものであります。その頃の、対立候補には小柳牧衛・

井伊誠一など新潟県下でも有数の論客がいましたので特に目につきました。代理として演説に立った向江先生や元秘書の方が余程人気がありました。先生の演説が人気が出て、ぜひ聞きたいというようになったのは法務大臣をされてから後のことです。

選挙資金はいつも不足し、支持者は皆手弁当で手伝ってくれました。しかし、考えてみると先生の支持者は皆先生の清廉潔白な人柄、識見に惚れ込んで一生懸命運動してくれたので、貧乏候補といわれながらも一四回も当選出来たのではないかと思います。選挙で何といっても忘れられないのはロッキード事件の後の選挙でした。この選挙は本当に苦しい選挙でした。選挙区以外、いわば全国区では先生は大変な人気でしたが、地元では大変な悪評と逆風でした。選挙区こそちがうものの、新潟県で初めての総理大臣田中角栄氏を逮捕させたということで大変な反感を買っていました。秘書や支持者は選挙ではロッキードのことは触れないようにと先生にいうのですが、例の一徹さでそんなことには耳をかさず、口を開けばロッキードと田中批判で、それがまた新聞記事となります。実際、私なども個人演説会に出ますと、支持者でさえ、今度のことは気にいらないといって先生を非難します。私は、法律家の立場から逐一説明してやっと納得してもらおうという状況でした。これは完全に敗けたと思っていました。結果は、午前二時頃になってようやく九三票差の当選でした。NHKも落選を報じましたし、新聞は一面大見出しで落選と報じたところもありました。毎日新聞は途中から輸送のトラックを引返させたそうです。選挙後に三木総理から、稲葉君の選挙区は一体どうなっているのかねと、聞かれたという話を先生から聞きました。

六 先生は昭和四十七年に第一次田中内閣で文部大臣として初入閣されました。長年にわたって教育問題に携わってこられた先生にとっては念願の椅子であったと思われます。このときの先生のうれしそうなお顔は忘れることができません。わずか半年の在任期間でしたが、文部省の役人より教員の給料が安いのはいけないといって、教員の給料アップの待遇改善を田中総理に直言して成遂げております。先生は、このとき、いつも羽織り袴で通されて、それが国民に大変な人気となっていました。また、日教組の槇枝委員長と会談をし、そのことで双方の子息の稲葉大和君と槇枝一臣君（弁護士、現眞法会理事長）とが眞法会の友人ということで新聞誌上に写真入りで掲載されたこともありました。

昭和四十九年には三木内閣の法務大臣として二度目の入閣をされました。このときにロッキード事件が発生し、先生を一躍有名にすることになりました。今でも残る稲葉語録は有名であります。私は、当時、しばしば先生の御自宅を訪問しておりましたが、夜に法務省の秘書官が答弁資料を届けますと、先生は机に向かって、それを推敲しておられました。あの答弁や発言も決して思い付きでなく充分に計算されたものと思います。

先生は、このような事件でとかく世の中が暗くなるのは好ましくない、明るい雰囲気をもってユーモアをまじえて答弁したのであると話しておられました。当時の検事総長の布施健（故人）さんは、詳しいことも報告していないのに、よく答弁されるものだと感じておられたそうです。

このロッキード事件のときは、私は向江先生の御手伝いをして中曽根康弘先生、佐藤孝行先生の相談に預っておりました。よく法務大臣室に足を運びました。あるとき、向江先生と同道したら、先生がポ

ツンと、いつまでも「金々」と思っているならキチンとやらなくては、と云っておりました。何のことか判らず、向江先生も私も聞き流しておりました。それがあの逮捕劇で、先生の云った意味がはじめて判りました。このロッキード事件の為に先生はその後の選挙で苦戦を強いられたことは前に述べた通りです。その後の選挙でもとうとう落選の憂き目に会いました。落選中に中曽根内閣が誕生しました。先生は、さぞかし残念であったと思われませんが、口ではわしが落選しているから田中派の支持を得られて中曽根内閣が出来たのだといって自らなぐさめておられました。

七 先生の釣りは有名であります。なかでも鮎釣りはもう玄人はだしです。鮎の解禁は南の川から次々と解禁になるのですが、先生はその川を追いかけるようにして釣りに行っておりました。明日、釣りに行くとなると、前の晩に川の様子を下見に行くほどの熱の入れようでした。私も新潟の川に何度も御一緒させてもらいました。先生は河原にワンカップとつまみをそろえて、釣れる度毎に祝杯といってワンカップをかたむけるという誠に楽しい釣りでした。私など、たくさん釣りたくて休まず釣っていると、川にいる鮎を全部自分の物だと思って釣るものではないといったたしなめられたものです。ある選挙のとき、投票日に村上の御自宅を訪ねたら御留守で奥様がニヤニヤしておられました。昼頃帰られて内緒で鮎釣りに行って来られたということでした。先生との鮎釣りは川原に並べた御馳走を食べながら、時には政局の話、人生の話、人々との交遊の話等、色々聞かせて下さり、私にとっては先生の人柄に接する貴重な機会でもあり、またこの上ない楽しいひと時でした。復、先生の暮、マージャンは有名であり

ます。碁は国会議員の中でも、一、二を争う強さだそうです。プロの棋士との交際も深く、藤沢秀行先生などは特に親しくしておられました。読売新聞の名人戦が朝日新聞に移り、今の棋聖戦となったのは先生が生みの親でありました。マージャンも大変お好きで、夜、坂本恭一君と御自宅にうかがった時食事もそこに卓を囲み、その時の喜々としたお顔も忘れられません。腕前も相当なもので、亘四郎新潟県知事が「小遣い渡して帰ってもらったら」と冗談をいったという話であります。

八 先生は常々、政治家は金儲けをしてはいけない、国民よりぜいたくな生活をしてはいけないと言っておられました。三木内閣当時、大臣の資産公開をするということになって、自分は羞恥心があるので反対だといったそうです。鎌倉の借地以外公開するものがなかったのです。あるとき、ガソリンスタンド開設の許可をとるのに尽力したところ、その業者が多額の謝礼を届けに來たそうです。先生は業者を大変叱られ、今後の出入り禁止を言い渡したそうです。業者は驚いて秘書に、本当にいいんですかといって帰ったそうです。木部佳昭先生が、勤続二十五年にもなって都内に家の一軒も持たなくて今だに議員宿舎に入っているのは稲葉先生くらいだといったら、先生は、木部先生に、おまえもそうではないかといって笑っておられたそうです。

先生は、政治家は国民の為人足である。政治より大切なもの、それは真、善、美であると常々いっておられました。若い政治家に対する苦言だと思います。先生は、自民党の憲法調査会の会長を長い間されておりました。国会の一院制、国連に加盟するには憲法上、国連平和部隊の参加を明記すべきであ

る。九条も改正して文民統制、非核三原則を明記すべきである。そうでないとワイマール憲法の二の舞の危険性があるといっておられました。今日のP・K・O論議をみると先生の先見性に敬服いたします。

九 昭和六十三年八月二〇日、先生は新潟の荒川に鮎釣りに行かれ脳出血で倒れました。鮎が釣れたときに出血がおきて、竿をもったまま二〇メートルも流されたそうです。それ以来車椅子の生活となりました。平成二年二月には政界も引退され、その後は不自由な身を奥様と二女の泉さんの付添で会合等に出ておりました。しかし、ついに車椅子をはなすことがなく亡くなりました。八月十五日に私は、偶々先生が倒れた荒川の同じ場所に鮎釣りに行っておりました。そこで釣れた鮎を先生の枕頭に捧げて、御冥福を祈りました。

(平成四年九月十七日記)

この記事は中央大学真法会の機関紙「真法」の第三十二号に掲載したものに削除、加筆訂正をしたものである。

市橋千鶴子先生の足跡

宇田川 濱江

一 生涯現役という言葉が最も相応しい千鶴子先生の足跡を纏めるようにとのことですが、先生の業績は多彩で今なお活躍中であり、私には大変難しい役目です。しかし、中央大学が輩出した女性法曹の草分け的な存在である先生は本誌を飾るに相応しく、私の知る限りの千鶴子先生のプロフィールを書かせていただきます。

二 さて、千鶴子先生は、大正九年四月一二日、早稲田大学を卒業後、朝鮮郵船株式会社に入社し、経理課長であった父上市橋齊（ひとし）氏と母上喜久さまの四人兄弟の長女として出生されました。

朝鮮総督府逋信省の高等官を退官後、父方の祖父が開設した当時の平壤府所在の「大同門郵便局」の局長の椅子を相続した父上に伴われて、大正一三年彼の地に住むこととなった千鶴子先生は、父上が昭和一七年、五四歳の生涯を終えるまで平壤で過ごされました。

この間先生は、第一句集「羽衣」（角川書店）あとがきに触れておられるように、団欒の夕灯のもとで酔余の父上のヴァイオリンの音色が高鳴り、休日ともなれば母上の音頭で映画・オペラ・ピクニック・スキー・スケートに出掛ける、というようなモダンで開放的な雰囲気の家で育たれ、その間閑ささえあ

れば読書にふけるという少女時代で、誠に恵まれた環境の下でその多感な時代を過ごされました。

昭和一八年、二年後の終戦を予感されたのか母上の強い決断で実家のある東京へ帰られ、その後昭和二十七年まで疎開先の盛岡で過ごし、戦災も免れられたのです。

三 昭和二十二年一月、先生は女学校当時の担任教師が取り持つ縁で、復員後秋田鉾山専門学校電気科に復学されていた同教師の教え子でもあったご夫君徳太郎氏と結婚され、先生の母上の希望もあって妻の氏を称しておられます。

ご夫君は、入社された特殊バルブメーカーの会社が三井物産系の会社に吸収合併されたことを機に、新会社を設立し、以後一貫して会社の発展に尽力され、国内屈指の会社に仕上げられました。

昭和二十四年にはご長女寿子さんに恵まれましたが、先生の向学心は終始衰えることなく、戦後女性法曹への道が開けたこともあって矢も楯もなく中央大学法学部の門を叩いたとのことでした。

先生は、ご夫君のご理解と母上の支えによって勉学と子育ての両立を見事に果たされ、大学卒業の翌年である昭和三十〇年に司法試験第二次試験に合格されましたが、この問学研連中桜会に所属しておられました。同三三年に弁護士として登録され（東京弁護士会入会）、以後弁護士業務に携わり今日に至っております。

因みに、私が知る限りそれ以前の女性法曹としては、昭和二八年に卒業された現職の弁護士根本はる子先生（七期）くらいではないかと思っております。

四 先生の弁護士としてのご活躍は広範囲に亘り、先ず弁護士会活動としては、弁護士登録の翌年に東京弁護士会人権擁護委員に就任されたのを皮切りに、東弁関係だけでも、国選弁護士運営、綱紀、総務、外務、人事、厚生、司法修習、公害対策、日弁連機構改革推進、業務対策、懲戒の各委員を歴任され、特に懲戒委員会では副委員長として活躍されたほか常議員を二回も務めました。さらに日弁連理事就任の際、継続案件として難行していた女性の権利委員会を、全国の女性弁護士に働きかけて、就任後二度目の理事会で賛成多数で決議させるなど、人知れぬ苦労をされています。

また長年東京家庭裁判所家事調停委員及び参与員をも務められ、先生の弁護士としての社会に対する功績は多大で、平成二年四月、春の叙勲にて勲四等瑞宝章を受章されました。

五 一方、先生は国や東京都の審議会の委員なども務められ、昭和四十六年東京都都市計画地方審議会の委員に就任されて以後、日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例制定委員会、建築紛争調停委員会、環境影響評価制度検討委員会、清掃委員会、建設工事紛争審査会のほか、女性初の収用委員会委員として一〇年近くも都政に貢献され、その間二度も海外視察に赴くなど大変活躍されました。

その後就任された環境影響評価審議会では、これも女性初の部会長として条例改正、規則改正等に際して弁護士として骨を折られ長きに亘ってその重責を果たされました。

国の関係では、建設省公共用地審議会、防衛庁防衛施設中央審議会の各委員をいずれも一〇年間務められ、現在、関連の財団法人防衛施設周辺整備協会評議員であります。

地元国立市への功労も多大で、国立市の法律顧問を昭和五年より平成一三年まで務められ、現在、財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団理事に就かれています。

六 さて最後に学校関係ではありますが、平壤公立高等学校同窓会会長を今年で一〇年、中央大学では選任評議員として二七年、更に中央大学学員会については、平成二年に女性初の副会長となり現在四期目を務めておられますが、先生の学員会に対する情熱は些かの衰えも感じさせません。

先生の学員会におけるご活躍は、「白門婦人会支部」の発足に遡ります。先生は早くから女性支部の必要を唱えておられ、昭和四四年に至り、志を同じくする中野愛子氏、藤本幹子氏らと共に支部設立に向けて、主だった大学や学員会関係者らにその趣旨を要請して回るなど奔走の末、同年六月の学員会総会での承認に漕ぎ着けたという経緯があります。

支部設立を切っ掛けとして、初代白門婦人会会長の中野愛子さんが女性初の学員会幹事に、千鶴子先生が女性協議員第一号に選任され、ついで昭和四八年に中野愛子さんが大学選任評議員に、翌年千鶴子先生が同じく評議員に選任され、女性への道が開かれてきました。

先生は、白門婦人会会報創立二〇周年特集号発刊のご挨拶の中で、支部結成の前後にわたり、大学や学員会の要職にある先生方の格別のお力添えがあったからこそと、謙虚に懐述しておられますが、ここからは母校発展への熱い思いと溢れるばかりのフロンティア精神が伝わってきます。

先生の学員会活動の足跡を辿るとき、その底流には一貫して、今ふうには言えば男女共同参画の実現と

いう、女性の地位を少しでも向上させたいという願いが込められているように思われます。

七 私 が千鶴子先生とご厚誼頂く切っ掛けとなったのは、白門婦人会支部との出会いにはじまります。婦人会支部が出来て四、五年経った当時、私は幼い二人の子供を抱え、仕事と家事育児に四苦八苦しておりました。なにかの機会に、先生から、「お子さん連れで気軽ににお出掛け下さい」、とお誘いいただき、婦人会支部の仲間に入れていただきました。爾来、支部の行事には子供同伴で度々参加しております。

その後、私は昭和五八年より市橋会長の下で支部事務局長を務めることとなりました。当時会の事務局が西新橋の先生の法律事務所に置かれ、幹事会などは、先生の細やかな心遣いに包まれて、家庭的な楽しい雰囲気の下で、行なわれておりました。先生の優しい、誠実な、そして折り目正しい人柄は、初めてお目にかかった頃から現在に至るまで何時でも何処でも変わりなく、きっと天性のものであると思います。

そして先生の婦人会に寄せる思いは深く、地方へ出向かれたときなどには、地元の女性卒業生に白門婦人会への入会を熱心に勧めておられたとのことで、このようにして入会した學員が何人かおります。

八 ところで先生が多趣味であることは、多くの人の知るところです。

その中身は、先生ご自身が「親のモダン趣味とは反対です」と仰言るとおり、琴、謡曲、仕舞、墨絵、

俳句、ゴルフなど、ゴルフを除けば伝統的な日本の芸術・芸能に関するもので、先生の品格の然らしめるところであろうと思っています。

先生が謡曲に関心を持たれたのは、修習生の頃だそうですが、その遠因は小学校時代に遡るとのお話しを、大変興味深く伺いました。先生が平壤での小学校五年生のとき、琴の演奏会の開かれていた法院クラブで演奏後の寛いだ気持ちで庭に出たとき、未だかつて聴いたことのない不思議な音声に心を奪われ、帰宅して父上から裁判官による謡曲の素謡だと教えられて、そのことに強く印象づけられたそうです。

強いていうと、先生には一途に打ち込むところがあると思われ、謡曲・仕舞にしても墨絵にしても三〇年来続けておられますが、その後昭和六〇年初頭、先生をして、厳しい仕事の合い間に自らの心の支えとなっている、と言わしめた俳句に出会われ、新たに素晴らしい人生の目標を掲げることになりました。或るとき先生が、「俳句は自分の性分に合っているように思います」と仰言ったことがあります。私も何度か先生から俳句をと誘われましたが、未だに踏み切れずにあります。しかし、弁護士会の会報や学員時報に掲載される俳壇の先生の作品には比較的良好よく目をとおしており、作品に盛られた情景などを想像しては楽しんでおります。

「中央俳壇」では先生の作品がよく特選など上位に載っているのを拝見しておりましたが、石原八束先生のあとの選者になっておられ、驚くとともに改めて、先生の俳句に対する情熱とひたむきさ、何事もとことんやり抜くという強い意思に敬服しております。

最後に先生のユーモラスな一面を。

先生がゴルフをなさることは前記のとおりで、ひところ熱心にやっておられました。

大分以前のことになりますが、今は亡き先生のご夫君が参加され、私ども夫婦と四人で多摩カントリーにご一緒したことがあります。

そのとき先生は、パターがよく入ったところ、「わたしはペタピンのお千鶴と言われているのよ」と真顔で仰言り、私どもを笑わせました。

先生がこれからも仕事に、ご趣味にそして中央大学の益々の発展を期してご活躍されることを祈念いたしまして拙文を閉じます。

先生よりご惠贈にあずかりました句集より

天人の忘れ羽衣藤の花

「羽衣」

羽ばたきの雁より亨けし花筐

「花筐」

大塚喜一郎先生

大西昭一郎

大塚喜一郎先生略歴

舞鶴市出身

明治四三年（一九一〇年）二月五日生

大正五年四月 舞鶴市・明倫小学校入学

昭和二年三月 舞鶴中学校卒業

旧制第三高等学校に入学するも、寮の門限に反対するストライキの実行委員長をつとめ、責任を問われて放校処分となる

昭和九年三月 中央大学法律学科卒業

昭和一〇年九月 高等文官試験司法科試験合格

昭和一〇年一二月 弁護士登録（第一東京弁護士会）。堀江專一郎法律事務所所属

昭和二年四月 京都二区から衆議院議員選挙に立候補するも落選

昭和二年 平野力三事件控訴審辩护人

昭和二六年四月 中央大学法学部講師

昭和三四年 四月 日本弁護士連合会事務総長

昭和三六年 三月 「協同組合法の研究」で法学博士号を得る

昭和三六年 四月 最高裁判所司法研修所教官（刑事弁護）（昭和三九年四月）

昭和四五年 四月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

昭和四七年 五月 学校法人中央大学理事長、中央大学総長職務代行

昭和四七年一〇月 「占領政策への闘いと勝利―平野農相追放から無罪まで―」（中央大学出版部）出

版

昭和四八年二月 二日 最高裁判所判事

昭和五五年二月 四日 最高裁判所判事退官

昭和五七年九月一三日 国家公安委員会委員

昭和六三年八月二六日 逝去

法曹としての業績

一 平野力三事件

平野力三事件とは、敗戦後の占領時代の日本においては、連合国総司令部の命令により、公職に就こ

うとする者には中央公職適否委員会に戦前の履歴等を記載した調査票の提出が義務づけられていたところ、片山哲内閣の三農林大臣平野力氏が、昭和二年四月に行われた総選挙への立候補に当たって提出した調査票に記載漏れがあったとして起訴され、公職を追放された事件である。一審の東京地方裁判所は禁錮八月の有罪としたが、控訴審の東京高等裁判所は無罪とし、最高裁判所もこれを支持して無罪が確定した。大塚先生は、この事件の控訴審から平野氏の弁護人となり、同氏の無罪獲得に尽力された。本件については、上記「占領政策への闘いと勝利―平野農相追放から無罪まで―」に詳しい。

二 免田栄氏再審事件

日本弁護士連合会の人権擁護委員会における「免田事件特別委員会」委員として調査と再審開始へ向けてのさまざまな活動をされた。就中、昭和四一年ころ、再審申立て中であるにもかかわらず、免田氏の事件当時の着衣その他の重要証拠物が警察によって廃棄処分されていることが判明したことから、この違法行為に対する国家賠償請求訴訟を提起し、この民事訴訟を梃子として再審開始の途が開かれることとなったことは記憶されるべきである。

三 映画「黒い雪」事件

武智鉄二監督・日活配給の映画「黒い雪」は、映倫審査に合格して上映されたものであるにもかかわらず、その中のいくつかのシーンが猥褻であると見て、同監督及び日活の配給部長が猥褻物陳列罪で起

訴された事件である。大塚先生は日活側の弁護士として、猥褻性の判断における現今基準の原則等を主張され、一審の東京地方裁判所はこれらの主張を容れて同映画に猥褻性はないと無罪を言い渡した。検察官が控訴したが、二審の東京高等裁判所は、猥褻性がないとはいえないが映倫審査に合格した映画を上映した点において違法性の意識が欠如しているとして無罪を言い渡し、確定した。

四 ユーザーユニオン事件

安倍治夫弁護士（元検事）らがわが国の自動車メーカーに対し欠陥車の製造責任を追及する過程でメーカーを恐喝したとして起訴された事件である。安倍弁護士は、在官中に「昭和の岩窟王」といわれた吉田翁の再審事件に取り組むなど異色の検察官であり、福岡高検総務部長時代に検察庁内の空出張事件の責任をとらされて退官したという人物である。

この事件では、検察側の証拠として提出された安倍弁護士らのメーカーとの交渉過程が録音された録音テープが編集されたものである疑いがあり、その証拠能力、証明力等が大きな問題となったが、裁判所は一、二審とも安倍弁護士らに有罪を言い渡し、上告も棄却された。

五 四日市大気汚染公害訴訟

「四日市ぜんそく」の患者らが四日市コンビナートを形成する五社と石原産業(株)に対して損害賠償を求めて名古屋地方裁判所四日市支部に提訴した事件である。大塚先生は石原産業(株)の顧問弁護士として、

同社を代理してこの訴訟に加わられた。この訴訟の論点は、共同不法行為論、過失論、疫学的因果関係論、損害論等多岐にわたったが、裁判所は、被告各社の間に関連共同性ありとして、原告勝訴の判決を下した。被告各社は判決を不服として控訴の準備を進めたが、当時のマスコミをはじめとする世論はこれを許さず、控訴は断念され判決は確定した。

大塚先生の人柄

大塚先生のお人柄を一言でいえば、精緻さと剛毅を兼ね備えた方であった。法学博士号を得られたことから知られるように、学問的関心は高く、関心をもたれたテーマについては徹底的に考究され、かつこれを論文にまとめられるなど学者的側面を有しておられたが、同時に実務家として事件の処理にあたっては、信念をもって果断にその事件の本質をついた主張を展開され、おおくの成功を納められた。弟子の養成にあたっては、峻厳にして磊落、いまなおおくの弟子にその人柄を偲ばれている。

岡田錫淵先生

中央大学正法会理事長

落合 長治

一 岡田錫淵先生は、明治四四年七月二六日生れで（満九〇才）、昭和一三年中央大学法学部を卒業後、同一六年高等試験司法科に合格され、同一八年第一東京弁護士会に登録されると同時に松本丞治法律事務所（千代田区丸の内一四一六 日本工業倶楽部五階所在）に入所された。

松本丞治先生は、周知の通り東京大学法学部教授として商法学の権威者であるが、終戦後幣原内閣の国務大臣として憲法問題を担当される等学界、政界、経済界で活躍されると共に、戦前事務所を開設され弁護士として法曹界でも活躍された方で、直弟子の女婿に田中耕太郎元最高裁長官（東大名誉教授）がおられ、岡田先生が最も尊敬する恩師であった。

松本先生が、同先生の近親者や諸先輩の忠告にもかかわらず、「白木屋事件」に関与された経緯、事情について、岡田先生は、「法曹百年史」（法曹公論社刊八八八頁）において、「終生忘れる事の出来ない感動的なものであって、私も勿論それについて従ったのである」と述べておられる。

松本先生が、昭和二九年秋ご逝去された後に、岡田先生は、松本先生ご夫妻のご要請で事務所の中心的な存在となり、田中二郎先生（東大名誉教授、元最高裁判事）、鈴木竹雄先生（東大名誉教授）、岸上康夫元最高裁判事等事務所所属の錚々たる諸先生方と共に民事、商事事件を誠実に遂行した結果、岡田

先生等が関与した最高裁判例は枚挙に遑がない。

二 岡田先生は、本学学術研究団体連合会所属研究室で昭和一〇年に設立された正法会（以下「当会」という）の一期生で、当会の役員を長年務め、同四八年井出甲子太郎先生（弁護士、一弁元常議員会議長）に代わって当会の理事長となり、同五八年一二月片山金章先生（本学元学長、本学名誉教授）がご逝去された後に当会の会長に就任し、今日に至っている。

当会の会員は、二、〇〇〇名を超えており、司法試験合格者数は、実に四五〇余名にのぼっている。

当会の会員中、政界には高村正彦元外務大臣、前法務大臣、加藤武徳元自治大臣、田辺哲夫元参議院議員、神田眞秋愛知県知事ら、学界には八木國之本学名誉教授（当会副会長）、桑田三郎各本学名誉教授、雨宮眞也駒沢大学学長、船越隆司本学教授ら、経済界には高橋季義前株式会社きんでん会長（本学評議委員会議長）ら、法曹界には三宅弘人元東京家裁所長、居林與三次元浦和地検検事正、三上庄一元前橋地検検事正（本学学員会支部長）、飯田英男前福岡高検検事長、篠原千廣（本会前理事長、本学元理事）、笹原桂輔、菅沼隆志、佐伯弘各東弁元会長（元日弁連副会長）、高橋勇次、梶谷剛各一弁元会長（同）、深澤守（一弁元常議員会議長、本学評議員）ら多士済済であるが、何れの会員も岡田先生のご指導等を頂いている。

岡田先生を中心として法律問題、判例研究等を行う当会弁護士らの岡田ゼミは、昭和四八年以降続いでおり、岡田先生が、高名な弁護士であるにかかわらず新しいものを学ぼうという意欲と努力されている。

ることに、当会会員らは大変感銘を受けている。

岡田先生は、学研連委員長を二期勤められ（一四代昭和三七年度、一九代同四二年度）、平成一年開催された学研連創立五〇周年記念行事実行委員長に就任され、更に本学の評議員を長年勤められて本年名誉評議員に委嘱され、本学学会の協議員を長年勤められた。

岡田先生は、本学創立一二五周年記念事業の一環である司法試験等国家試験に強い本学の伝統の更なる発展の為の多摩学生研究棟「炎の塔」の建設の為に、本学に率先して巨額のご寄付をされておられる。

三 岡田先生は、以上のとおりのご経歴、ご実績にもかかわらず、名誉、地位等を望まず、本年満九〇才になられた大弁護士であるが、毎日事務所に出勤され、弁護士実務に専念され現在でも自ら法廷にも立たれ、在野法曹としての弁護士のあるべき姿を体現しておられる。

岡田先生は、法曹教育の大切さ、人材を育成するために無私の態度と指導を惜しまず、本学及び当会を始め学研連の興隆と司法の発展、法曹の向上等にひたすら貢献された。

従って、岡田先生は、当会会員を始め多くの法曹人から「陰徳を積んだ高潔な大弁護士、教育者」と称され、心から崇敬されている本学出身弁護士の先達である。

荻山虎雄先生の足跡

弁護士
松永 渉

一 「オギヤマ・トラオ」、このひびきは私共の同世代の中大法曹にとって、青春時代の懐かしい思い出の中で、格別のものである。すなわち、昭和三十年代から昭和五十年代にかけての荻山虎雄先生のご活躍はめざましく、我々中大法曹の後輩にとってそれは、我々の目標であり、希望の星であった。

明治三十五年十月生まれ、昭和六十年二月没。群馬県伊勢崎市出身、中央大学出身の弁護士として、昭和の時代を駆けぬけて、その全期にわたり大活躍をした。その足跡は、弁護士会においても、中央大学においても、又、弁護士としての業績においても目を見張るものがある。

二 弁護士会関係において、荻山虎雄先生は、昭和三十二年三十三年及び三十八年度の三期にわたり日弁連の事務総長の要職につき、日弁連の発展に寄与された。

昭和四十年には東京弁護士会会長に、次いで昭和四十二年度には日本弁護士連合会会長に就任され、全国の弁護士及び弁護士会の頂点に立ってその発展に大きな業績を残されたのである。日弁連の機関誌である「自由と正義」に発表された「弁護士制度百年の変遷」（昭和五十年八月号）には、要領よくまとめられた「弁護士制度」の百年の変遷と共に先生の弁護士と弁護士会に対する思い入れの深さと激し

さやうかがい知ることができる。

三 中大関係において荻山虎雄先生は、昭和四十六年から五十三年まで八年の永きにわたり、中央大学評議員会議長の職にあつて、又、昭和四十四年から昭和四十六年にかけては学員会副会長として、中央大学の発展に寄与された。時あたかも大学紛争のさなかであり、中大においてもその例外ではなかった。その実態・内容等については「中大学園紛争の実態」に詳しい（荻山虎雄著「虎の弁論」二七〇～二七七頁）。

四 人柄・法曹としての仕事について

「あか抜けた手腕、無類の頭の回転の早さ、しゃべらして良く、何をやらしてもそつがない。これが持つて生まれた天分なら本当に幸福な人だ。荻山時代を作りつつある。東弁の大実力者」とは、ある雑誌（昭和四十二年五月）の荻山先生に対する人物評である。

先生の歯切れの良い弁論には定評があつた。又、弁論・講演と共に、時に応じ雑誌・機関誌等の求めに応じ、やわらかく優しい言葉で綴った味のある「寄稿文」を寄せておられる。これらをまとめて、昭和五十年には高千穂書房より「虎の弁論」を発刊され、次いで同社より「壺中の天地」を発表しておられる。

「虎の弁論」の「虎」とは荻山虎雄の「虎」であり、「壺中の天地」の題名は、荻山先生の雅号であつ

た「壺中天」にちなんだものである。

法曹としての仕事について特筆すべきは、「昭和の厳窟王」といわれた吉田石松再審事件における弁護人としての活躍であろう。

事件発生以来五十年目に、無期懲役に処せられていた吉田石松翁が、五度目の再審申立て無罪の判決を得たという類例のない事件において、先生は弁護団の中心となり、弁護人として活躍されたのである。民事事件においては、終戦後の昭和二十年代後半から三十年代の「勸業経済破産管財事件」の三人の管財人の一人として活躍された。

この事件は全国的な規模で当時の「保全経済会事件」とともに戦後昭和二・三十年代の「二大破産事件」のひとつであり、管財人が三人も付されていることからその規模の大きさが窺われる。

先生はどちらかというと会社等の「顧問」になることを避けておられた。自由を拘束されるような気分になるという理由からである。自分に厳しく、そして人には優しい清廉なお人柄であった。

（平成十三年九月二十四日記）